

第1章

ドーハ開発アジェンダ 及び定期閣僚会議の動向

(1) 交渉の立ち上げから第9回定期閣僚会議までの動向

2001年11月にカタール・ドーハでの第4回 WTO 閣僚会議において新ラウンド（ドーハ開発アジェンダ）の立ち上げが宣言された。ドーハ開発アジェンダは、WTO の前身である GATT（ガット）時代から数えると通算 9 回目のラウンドであり、農業、非農産品市場アクセス（NAMA）、サービス、ルールのほか、1996 年の第 2 回シンガポール WTO 閣僚会議から議論が開始されたシンガポール・イシュー（貿易円滑化、投資、競争、政府調達透明性の 4 つの新しい交渉分野の総称。その後、2004年 7 月の枠組み合意において、貿易円滑化のみが交渉対象とされた）、知的所有権（TRIPS）、貿易と環境や貿易と開発といった当時の時代の要請に対応した幅広い分野を取り扱う包括的な内容とされた。2002 年の実質的交渉開始当初より存在した先進国と開発途上国の対立は、定期閣僚会議をはじめ様々な機会を捉えた政治的コミットメントや交渉前進に向けた様々な取り組みにもかかわらず解消が困難であり、2008 年にドーハ開発アジェンダを巡る交渉は事実上膠着した。

（2001 年の交渉の立ち上げから第 9 回閣僚会議までの経緯の詳細については、経済産業省ホームページ

（http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/wto/1_doha/Doha_Round.html）又は 2017 年版不正貿易報告書 825頁を参照。）

以下では、2017 年 12 月に行われた第 11 回定期閣僚会議（MC11）につながる 2015 年の第 10 回定期閣僚会議（MC10）以降の議論について詳述する。

(2) 第10回定期閣僚会議

2015 年 12 月 15 日よりケニア・ナイロビで MC10 が開催された。全体会合では、林経済産業大臣が政府代表演説を行い、多角的貿易体制の強化の重要性を指摘するとともに、具体的な取り組みとして、①ドーハ開発アジェンダは、これまでのやり方では成果が出来ない中で、新しいアプローチを考えていくことが必要、②最終局面に来ている ITA 拡大交渉の妥結を目指し最大努力すること、③電子商取引など新しい時代に即したルール作りに真剣に取り組むことが必要、④過剰設備問題の顕在化などを背景に、保護主義的な動きの連鎖を抑制していくことが必要、である旨主張した。

日本が議長国を務めていた ITA 拡大交渉は、関係国の調整がつかないまま閣僚会議を迎え、MC10 期間中の妥結が危ぶまれたが、MC10 で成果を出すべきとの認識のもと各国の努力により、最終妥結し、12 月 16 日に参加メンバーによる閣僚記者会見を行った。ITA 拡大交渉の妥結は、18 年ぶりの、先進国と途上国が参加する大型関税交渉の妥結であり、WTO の交渉機能が保たれている証左となった。

また、ドーハ・ラウンド交渉については、農業の輸出競争（輸出補助金撤廃、輸出信用の規律強化等）、開発をめぐる先進国と途上国の立場の隔たりが大きく交渉が決裂しかけたが、アフリカ初の WTO 閣僚会合を失敗させることはできないというケニア政府、アゼベド事務局長の強い決意の下、夜を徹した交渉を行った結果、各国が歩み寄りを見せ、農業や開発分野での合意を含む閣僚宣言を採択した。MC10 後の交渉プロセスについては、ドーハ・ラウンド交渉のマנדートの再確認を求めるインド、中国等の途上国と、「新たなアプローチ」を主張する米、EU、日本等の先進国が対立した。最終的には、閣僚宣言に双方の主張を両論併記する形で決着し、また、新たな課題への取組を求める国があることも明記された。

（３）第 10 回定期閣僚会議後の議論

MC10 以降の議論では、2016 年の G7 首脳宣言、G20、APEC の各首脳会合、貿易担当大臣会合の宣言文に見られるように、新たな課題への取り組みの重要性が引き続き取り上げられることとなった。新たな課題としては、中小企業、投資及びグローバル・バリューチェーン（GVC）等があったが、各国の関心が特に強いものが、電子商取引であった。2016 年 7 月の WTO 電子商取引特別会合では、多くの国から電子商取引に関する論点や必要と考えるルールについて提案が出され、我が国からも、具体的ルール形成において積極的に参画すべく、TPP の電子商取引章の主要規律（データのフリーフロー原則、サーバ等の現地化やソースコードの開示要求禁止）をベースにした提案を行った。他方、交渉の進展を警戒する新興国・途上国からは、開発に焦点をあてた主張が展開され、議論は停滞した。

こうした中 2017 年 1 月にダボスで開催された WTO 非公式閣僚会合では、第 11 回定期閣僚会議（MC11 於ブエノスアイレス）に向けて、実現可能な分野について、具体的で的を絞った議論を始めるべきとの意見が多数を占め、例として、具体的には、電子商取引、漁業補助金、農業の国内補助金、中小企業、投資の円滑化等といった課題が挙げられた。日本は電子商取引に関して、2017 年 7 月、12

月の第 11 回 WTO 閣僚会議後、1 年という期限を切って、既存の WTO ルールの明確化又は強化が必要かどうか包括的に評価すること、及び評価結果に応じ、遅滞なく交渉開始の是非を決定することを提案した。

しかしながら 12 月の閣僚会議に向けた調整が本格化しても、各論点における議論の収斂はなかなか見られなかった。ドーハ開発アジェンダに関しては、農業の国内支持と公的備蓄、漁業補助金等での合意を目指し議論が続けられたが、具体的な決定に向けた議論は進展しなかった。電子商取引、中小企業等の新たな課題の分野では、依然として途上国の一部を中心として議論を進めることに強い警戒感がみられた。議論を収斂させられないまま閣僚会議を迎えることとなった第 10 回閣僚会議の反省を踏まえ、合意を得るべくジュネーブでの調整が継続されたが、主要分野では大きな前進がないまま第 11 回閣僚会議を迎えることとなった。

（４）第 11 回定期閣僚会議

主要分野、閣僚宣言いずれについても折り合いがつけられないまま第 11 回閣僚会議は 2017 年 12 月、アルゼンチンのブエノスアイレスで開催された。全体会合では世耕経済産業大臣が政府代表演説を行い、(1) 世界で自由貿易、多角的貿易体制の経済社会への貢献が問われている中、自由貿易を推進し、WTO を中核とする多角的貿易体制への信託を高めるべき、(2) WTO が直面する 3 つの大きな課題として、包摂的成長の実現、デジタル革命への対応、市場歪曲的措置への対応が必要、(3) デジタル革命への対応として、WTO においても新たな場を立ち上げ、電子商取引に関してルール形成が必要か否かにつき議論を加速することが必要と主張した。

成果文書については、閣僚会議の最終日まで参加閣僚による交渉が行われたが、閣僚宣言はまとまらず、議長声明の発出にとどまった。先進国、途上国等立場が異なる多くの国の全会一致による合意の難しさが閣僚会議の場においても示された形となった。そうした中でも、各加盟国からは WTO に関与し続ける姿勢は示され、全加盟国での目立った成果は出せなかったものの、電子商取引分野における関税不賦課のモラトリアムの延長を含む作業計画、漁業補助金に関する作業計画、TRIPS の非違反申立てにかかるモラトリアムの延長

を決定した。また、電子商取引、中小企業（MSMEs）、投資円滑化といった今日的課題について、今後の WTO における議論を後押しする有志国の共同声明が発出された。特に、電子商取引については我が国の主導により、豪州、シンガポールと共に、WTO における電子商取引の議論を積極的に進めるべきとの意思を共有する国を集めた有志国閣僚会合を開催し、米国や EU をはじめ先進国から途上国まで全 70 カ国・地域が参加する共同声明の発出に至った。今回の共同声明においては、①電子商取引の貿易関連側面に関する将来的な WTO 交渉に向けて試験的な作業を始めること②初回会合は 2018 年の第一四半期に開催することを盛り込み、今後の議論の具体的な方向性を示すことができたといえる。このように、全加盟国での合意形成の難しさが改めて明らかになる一方、電子商取引など分野毎に有志国で交渉を主導していく新たなアプローチの方向性が示され、第 11 回 WTO 閣僚会議は閉幕した。なお、本閣僚会議のマーゲンで、日本の呼びかけにより、世耕経済産業大臣、マルムストローム欧州委員（貿易担当）及びライトハイザー米国通商代表により日米 EU 三極貿易大臣会合が開催された。グローバルな競争条件平準化の確保のため、第三国による市場歪曲的措置の排除に向けた、三極間協力の拡大に合意する共同声明を発出した。直近では、2020 年 1 月に第 7 回会合が行われ、産業補助金ルールについて新たな禁止補助金の追加等の具体的な内容等に合意するとともに、強制技術移転の規律強化について今後の議論の方向性に合意する共同声明を発出した。

（5）第 11 回定期閣僚会議後の議論

2019 年は G20 の日本議長年であり、6 月の G20 茨城つくば貿易・デジタル経済大臣会合においては、貿易摩擦の問題に取り組む必要性を G20 全体で確認したほか、通報制度改革や産業補助金ルールの強化、電子商取引の有志国によるルール作りなど WTO 改革の具体的内容について G20 として初めて位置付けるとともに、WTO の紛争解決制度についての行動の必要性にも合意した。さらに、その後の G20 大阪サミットにおいて、貿易・デジタル経済大臣会合の閣僚声明を首脳としても歓迎し、MC12 に向けて必要な WTO

改革に取り組んでいくことに合意した。

また、デジタル経済の分野では、2019 年 1 月に開催された世界経済フォーラム年次総会（ダボス会議）において、安倍総理大臣は、データ流通や電子商取引に関する国際的なルール作りを進めていくプロセスである「大阪トラック」を提唱した。直後にダボスで開催された WTO 電子商取引有志国閣僚級会合においては、交渉開始の意思を確認する旨の閣僚声明を採択した。そして、6 月の G20 大阪サミットの機会に「デジタル経済に関する首脳特別イベント」が開催された。このイベントには、トランプ米大統領、ユンカー欧州委員会委員長、習近平中国国家主席など 27 カ国の首脳が出席し、WTO 電子商取引有志国イニシアティブに参加する 78 カ国・地域とともに、「大阪トラック」を立ち上げる旨の「デジタル経済に関する大阪宣言」を発出。WTO における有志国の電子商取引交渉について、MC12 までに実質的な進捗を得ることを目指すことに合意した。2020 年 12 月には、これまでの成果を統合交渉テキストとして取りまとめ、共同議長報告を公表。

MC11 の際に発出された有志国の共同声明のうち、電子商取引以外の取組も進展を見せている。例えば、投資円滑化は、2019 年 11 月に上海で開催された中国主催 WTO 非公式閣僚会合の機会に、共同閣僚声明が発出され、MC12 での具体的な成果を目指して作業を進めていく旨が確認された。2020 年 9 月に本交渉入りし、非公式統合テキストに基づいた議論を行っている。

また、前回閣僚会合から 2 年を迎え、2019 年末が期限となっていた電子的送信に係る関税不賦課モラトリアム、及び TRIPS の非違反申し立てに係るモラトリアムについては、12 月の一般理事会において、MC12 までの延長が決定した。

2020 年春以降の新型コロナウイルスの感染拡大は、WTO にも少なくない影響を与え、同年 6 月に予定されていた MC12 は延期となり、各種委員会もオンライン開催や、対面とオンラインを組み合わせたハイブリットでの開催を余儀なくされた。

新型コロナウイルス感染症に関する危機に対する WTO における取組としては、2020 年 5 月に日本を含む 42 の加盟国で「新型コロナウイルスと多角的

貿易体制に関する閣僚声明」を発出。緊急に取られる貿易措置は的を絞り、目的に照らし相応で、透明かつ一時的なものでなければならず、また WTO ルールに整合的であるべきであることを強調し、上級委員会問題の永続的な解決を含む WTO 改革に引き続き取り組むことを表明した。同 6 月のオタワグループ閣僚級会合では、現在及び将来の危機に備え、医療関連製品の貿易円滑化に向けた検討を進めることに合意した。同 11 月のオタワグループ閣僚級会合では、必要不可欠な医療関連物資を確保するために各国が取るべき行動として、輸出規制の規律強化、新型コロナウイルス感染症関連の必需品の関税削減・撤廃への努力（関税撤廃・削減の範囲や実施方法は各国が自由に決

定）、貿易円滑化に関する基準分野でのベストプラクティスの共有、コロナ危機に対処するための貿易関連措置の透明性向上等を盛り込んだ「貿易と健康イニシアティブ」を取りまとめ、翌 12 月の一般理事会に提出、閣僚宣言案としての採択を目指している。

他に、気候変動・環境への関心の高まりを受けて、2020 年 11 月には、EU やカナダ等が中心となり、日本を含む 50 カ国で、MC12 に向けて環境問題に関する様々な論点を議論していく「貿易と環境の持続性に関する提案」が提出され、MC12 に向けて、今後ステークホルダーを交えつつ議論を進めていく。